

茨城工業高等専門学校学術総合情報センター規則

平成26年3月11日
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学術総合情報センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（以下「図書館資料」という。）を広く収集・集積・体系化し、もって知的資源を教育研究に効果的、かつ、積極的に活用する環境を提供・支援するとともに、情報処理設備及び校内情報ネットワークを効率的に管理運用し、本校における教育の情報化並びに学術研究及び学術情報サービスの推進等に必要な安全で安定した情報処理機能を提供し、もって教育研究に資することを目的とする。

(センターに置く施設等)

第3条 センターに、次の施設を置く。

- (1) 図書館（閲覧室、図書館附属施設及びスタディールーム）
- (2) 情報センター（電子計算機演習室、コンピューター演習室及び情報工学演習室）
- 2 前項に規定するもののほか、センターにおいては、電子書籍、ICTを活用した協同学習システム及び学習管理システムの管理・保守を提供するものとする。
- 3 前2項の利用については、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、管理及び利用に関する事項
- (2) 情報センター及び校内情報ネットワークの導入及び管理運用に関する事項
- (3) システムの導入検討及びシステム基盤の管理運営に関する事項
- (4) ICT活用授業の支援に関する事項
- (5) 学生、教職員、地域住民等に対する情報交流の場の提供に関する事項
- (6) その他センターの運営に関する事項

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 図書館担当の事務職員、情報処理担当の技術職員
- (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

(任期)

第6条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第2号及から第4号までに掲げる職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 前2項に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。

(委員会)

第8条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校図書館管理規程（平成2年4月1日制定）及び茨城工業高等専門学校情報処理センター規則（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。